

令和8年3月16日

米子市上下水道事業管理者
上下水道局長 下関 浩次 様

米子市下水道事業運営審議会
会長 深田 美香



米子市公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に係る料金水準及び料金体系に
ついて（答申）

令和7年5月16日付けで諮問された標記の件について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得ましたので答申いたします。

記

1 使用料水準及び体系

公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料については、現行の使用料より平均で1.5%引き上げた金額とし、下表のとおり改定されることが適当である。

使用料体系（1か月分の税抜き金額）

使用料区分	現 行		改 定	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
基本使用料	8 m ³ まで	1,270 円	8 m ³ まで	1,460 円
超過使用料 (1 m ³ 当たり)	8 m ³ 超～20 m ³	154 円	8 m ³ 超～20 m ³	178 円
	20 m ³ 超～50 m ³	198 円	20 m ³ 超～50 m ³	230 円
	50 m ³ 超～100 m ³	258 円	50 m ³ 超～100 m ³	298 円
	100 m ³ 超～250 m ³	278 円	100 m ³ 超～250 m ³	318 円
	250 m ³ 超～500 m ³	297 円	250 m ³ 超～500 m ³	340 円
	500 m ³ 超～1,000 m ³	308 円	500 m ³ 超～1,000 m ³	351 円
	1,000 m ³ 超～	313 円	1,000 m ³ 超～	356 円
公衆浴場から排除される汚水 及び温泉汚水 (1 m ³ 当たり)		88 円		101 円

2 使用料算定期間等

使用料算定期間は、令和9年度から令和11年度までの3か年とする。

使用料は、公共料金としてできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うことになる。このため、令和12年度以

降の使用料については、適時適切にその時期を逸することなく改定を検討すべきである。

3 附帯意見

当審議会は、下水道事業の使用料改定について、慎重に審議した結果、下水道使用料の改定はやむを得ないものであり、新使用料体系のとおり改定する必要があるとの結論に達した。

使用料改定により使用者への負担増を求める以上は、上下水道局においても、経営の合理化・効率化などの一層の経営改善を進めていかなければならない。

今回の使用料改定後においても、引き続き経営改善を行い、財政の健全化に努めることが前提となることから、次の事項を要望する。

(1) 水洗化率向上の努力

下水道事業においては、使用者の増加が収益の確保につながることから、水洗化率の向上を強力に推進する必要がある。戸別訪問等による下水道への接続勧奨を徹底し、水洗化率の向上に努めること。

(2) 経営の合理化・効率化に向けた取組の強化

人口減少社会の進展や下水道施設の老朽化など、下水道事業を取り巻く環境の変化を念頭に置きながら、下水道事業が、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、引き続き使用料の徴収率向上に努めるほか、適切な公費負担のあり方の検証や、建設改良事業においては国費の確保に努めるなど、収入の安定を図ること。また、統廃合を含めた施設のあり方の検討や業務の実施体制の見直しなど、経営の合理化・効率化に向けた取組を更に推進すること。

(3) 中長期の投資財政見通しを踏まえた計画的な事業運営

令和9年度以降については、公共下水道の新規整備は縮小する方針であり、今後の投資事業は、施設の改築・更新が主体となるが、投資事業の実施に当たっては、中長期的な視点に立ち、将来の財政負担を明らかにするとともに、機能集約などの効果的な改築・更新を行うことで投資額の抑制に努めること。下水道事業は持続的な事業であることを念頭に置き、必要な投資と財政負担とのバランスを取りながら投資計画を立てること。

財政計画については、人口減少や超高齢化社会の進展等の社会情勢が大きく変化する中での収益確保の視点を持ちつつも、過大な使用者負担とならないよう使用料で負担すべき経費を厳密に精査したうえで、適正な公費負担、補助金等の確保、計画的な借入などを駆使し、安定的な財政計画を立てること。

(4) 広報活動の充実

下水道事業は、独立採算制の原則により運営しており、その健全経営のためには使用者負担である汚水処理費については下水道使用者の理解と協力が、また、公費負担である雨水処理費等については市民の理解と協力が不可欠である。そのために、上下水道局は、下水道施設の状況及び下水道事業の経営状況等について、また、今後の施設の改築・更新や地震・豪雨などの災害時における処理のあり方など事業運営全般についても、適宜適切に広報紙など

を通じて市民に情報提供し、広報活動の充実に努めること。

(5) 今後の課題への対応

人口減少に伴う使用料収入の減少、人員・技術不足への対応、技術継承の推進、施設の老朽化や災害への対策など数多くの課題がある中、下水道事業の持続性を向上させるため、広域化・共同化や官民連携、新技術の導入などの施策について、その有効性を検証したうえで積極的に取り入れること。加えて組織の体制強化を図り、変化する社会状況に適切に対応できるような人材の育成に努めること。

答申の考え方

1 下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業）の現状

米子市の公共下水道事業は、昭和44年の事業開始から50年以上が経過し、事業開始当初から整備した区域は、施設の大規模修繕や更新の時期を迎えている。しかし、人口減少や超高齢化社会の進展等の社会情勢が大きく変化する中で、使用料収入の大幅な増収は期待できない。

また、農業集落排水事業は、公共下水道事業と同様に、事業開始当初に整備した処理施設は、大規模修繕や更新の時期を迎えている。処理施設は公共下水道に比べて小規模分散型のため、公共下水道に比べて効率的な経営が難しく、使用料などの収益だけで維持管理費などの経費を賄えず、財政基盤は脆弱である。

2 使用料改定に対する基本的な考え方

令和5年度の下水道事業運営審議会では、使用料算定期間内の各年度において、従来からの経営改善の効果が一定程度発現され、令和6年度を除いては各年度純利益を計上する見込みであったため、使用料は現行どおりとする答申を行った。以後の使用料については、「適時適切にその時期を逸することなく改定を検討すべきである。」とした。

この度、令和6年度に改定した米子市下水道事業経営戦略を踏まえ、今後の収支見込を改めて検討し、審議を行ったものである。

今後の下水道事業の収支見通しとして、使用料収入の大幅な増収が期待できない反面、物価の上昇、老朽化対策等に係る費用の増加などにより、下水道使用料を現行水準のまま据え置く場合、収益的収支において算定期間も含め継続的に当年度純損失（単年度赤字）が発生、増大し、令和13年度末には繰越利益剰余金が枯渇する見込みである。

昨今の物価上昇が、市民生活へも影響を与えていると考えられるが、一方で下水道事業の収支悪化を放置すれば、必要な費用を賄うことができず、汚水処理自体ができなくなる恐れがある。下水道事業を安定的に経営していくために、使用料で賄うべき経費を適切に使用者に配分し、使用料改定を実施することはやむを得ないと考える。

なお、地方公営企業の独立採算制の原則に則った上で、過大な使用者負担とならないよう留意されたい。

3 使用料算定期間及び改定時期

使用料算定期間については、下水道使用料が公共料金としてできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになる。このため、今回の使用料の算定期間は、令和9年度から令和11年度までの3か年とする。

また、使用料改定時期は、その時期が遅れるほど将来の利用者へ負担を転嫁することになる。このため、使用料改定について、市民への十分な周知を行った上で早期に実施することが望ましい。

なお、今後の使用料改定については、適切な時期に見直しを検討するべきである。

4 使用料水準（改定率）

使用料算定期間内の各年度における単年度収支の黒字化を目指し、令和9年度から平均15%の増額改定とする。

5 使用料体系

(1) 基本体系

現行どおり、基本使用料に累進従量制を加算した二部使用料制とする。

(2) 基本使用料

高齢化の進展や単身者世帯の増加、節水機器の普及などで、現在の基本水量である1か月あたり8^m以下の使用世帯が全体の3割を占めていること、また、上水道の基本水量が1か月あたり8^mであることを踏まえ、下水道の基本水量を8^mのまま据置きとする。

また、下水道事業は、巨額の先行投資に対する後年度の資本費が大きな負担となっており、増大する固定的経費をなるべく基本使用料で回収することが望ましい。一方で、基本使用料が高くなり過ぎると、一般世帯の利用者の負担が大きくなるといった問題がある。近隣市の基本使用料の設定状況も考慮し、基本使用料は現行の1か月あたり1,270円から15%程度引き上げ、1,460円とすることが適当である。

(3) 従量使用料及び累進度

物価上昇や既存施設の老朽化に伴う維持管理費の増加により、汚水処理費の増加が見込まれることから、従量使用料は基本使用料と同様に平均15%引き上げることが適当である。

また、令和6年度の米子市の規模別汚水量及び収入状況を見ると、1か月当たりの排除汚水量が1,000^m以上の事業者（全調定件数の0.1%）の調定額が全体の約17%を占めている。このような大口需要者からの大量排水は、生活排水等に比べて使用料対象経費の増加につながるという傾向があり、累進従量制の採用は妥当と考えられる。

しかしながら、大口需要者は、改定率が低くても金額における影響が大きいため、負担の公平性の観点から、累進度は現行体系よりも抑えたものとした。

(4) 公衆浴場汚水及び温泉汚水

公衆浴場汚水の下水道使用料については、物価統制令によって入浴料金の上限額が定められていることや、公衆衛生や最低限の生活水準を維持するために、引き続き浴場経営に配慮する必要があることから、現行の使用料体系は変えず、改定率は一般汚水と同様に15%程度とする。

温泉汚水については、温泉水を使用する温泉旅館業は排水量を縮減することが困難な事業である。また、皆生温泉は、米子市の観光産業にとって基幹をなすものであり、市は観光政策上の配慮として一般会計から下水道事業会計への繰出しを行っていることから、従来どおり公衆浴場汚水と同単価とするのが望ましい。

米子市下水道事業運営審議会委員名簿

(敬称略：順不同)

	氏 名	所 属 等 (委 嘱 時)
会 長	深 田 美 香	鳥取大学医学部保健学科教授
副会長	港 英 明	皆生温泉旅館組合副組合長
委 員	鷺 見 涉	日本公認会計士協会中国会山陰部会
同	生 田 貴 一	米子商工会議所青年部副会長
同	河 本 六 美	米子市連合婦人会会長
同	青 砥 美 咲	公共下水道使用者
同	木 村 昭 代	農業集落排水使用者
同	長 田 朱 里	農業集落排水使用者
同	先 灘 達 也	未整備地区住民
同	徳 岡 広 昭	公募委員

審議経過

	開催日	審議内容等
第1回	令和7年5月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 下水道使用料改定の経過について ・ 下水道事業の概要について 公営企業会計について 令和7年度予算概要について 収支計画について ・ 使用料算定手順について ・ 今後のスケジュールについて
第2回	令和7年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政見通しの算定内容について 収支計画の推計方法について 使用料対象経費と財源の見込み ・ 使用料の見直しについて 使用料体系、使用料水準、基本使用料
第3回	令和7年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度下水道事業会計決算状況について ・ 下水道事業の財政見通しについて ・ 使用料の試算について ・ 米子市生活排水対策方針（改定案）について
第4回	令和7年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料の試算について シュミレーション 公衆浴場汚水及び温泉汚水について 改定率について
第5回	令和8年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料の見直しについて 公衆浴場汚水及び温泉汚水について 改定方法について
第6回	令和8年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案について ・ 米子市生活排水対策方針（改定案）について

米子市下水道事業会計 使用料対象経費と財源の見込み

附属資料1

使用料改定後

(単位:千円)

項目	年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
使用料	維持管理費	1,932,145	1,922,206	1,957,525	1,967,969	1,984,343	2,026,116	2,073,237	2,047,961
	職員給与費	287,312	279,404	282,199	276,717	279,486	282,282	285,106	287,961
対象経費	経費	1,644,833	1,642,802	1,675,326	1,691,252	1,704,857	1,743,834	1,788,131	1,760,000
	資本費	3,784,362	3,908,787	3,851,750	3,917,129	3,931,897	4,229,674	4,572,020	4,611,049
経費	減価償却費	3,313,003	3,398,466	3,375,251	3,407,825	3,378,764	3,612,175	3,875,580	3,902,352
	支払利息	471,359	510,321	476,499	509,304	553,133	617,499	696,440	708,697
費用	計(A)	5,716,507	5,830,993	5,809,275	5,885,098	5,916,240	6,255,790	6,645,257	6,659,010
	使用料収入	2,358,993	2,710,810	2,701,885	2,683,835	2,665,928	2,648,161	2,630,534	2,613,045
財源	一般会計繰入金	1,513,498	1,579,620	1,587,144	1,620,276	1,616,903	1,656,197	1,698,048	1,815,260
	他会計負担金	619,015	643,310	666,969	677,120	679,653	689,250	706,051	729,946
源	他会計補助金	894,483	936,310	920,175	943,156	937,250	966,947	991,997	1,085,314
	長期前受金戻入	1,614,805	1,683,541	1,663,630	1,665,211	1,618,661	1,716,069	1,836,280	1,834,457
その他	他	10,112	39,038	40,124	39,821	40,109	56,596	72,999	110,094
	計(B)	5,497,408	6,013,009	5,992,783	6,009,143	5,941,601	6,077,023	6,237,861	6,372,856
財源不足額	(B)-(A)	△ 219,099	182,016	183,508	124,045	25,361	△ 178,767	△ 407,396	△ 286,154

【参考】

現行の使用料の場合

(単位:千円)

項目	年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
使用料	対象経費(C)	5,716,507	5,830,993	5,809,275	5,885,098	5,916,240	6,255,790	6,645,257	6,659,010
	財源(D)	5,497,408	5,659,425	5,640,363	5,659,077	5,593,871	5,731,611	5,894,748	6,032,024
財源不足額	(D)-(C)	△ 219,099	△ 171,568	△ 168,912	△ 226,021	△ 322,369	△ 524,179	△ 750,509	△ 626,986

附属資料2

【参考】 使用料体系の変遷(平成17年市町村合併以降の改定)

条例制定・改正日	H18.12.25	H25.7.3	H25.12.25(消費税率8%)	H31.3.28(消費税率10%)	R3.7.15	改正案
条例施行日	H19.4.1	H25.10.1	H26.4.1	R1.10.1	R3.8.1	令和9年度
基本水量 A	10㎡	8㎡	8㎡	8㎡	8㎡	8㎡
基本使用料 B	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,270円	1,460円
基本使用料単価 B/A (C)	110円/㎡	137.5円/㎡	137.5円/㎡	137.5円/㎡	158.8円/㎡	182.5円/㎡
超過使用料の区分	6段階	7段階	7段階	7段階	7段階	7段階
最低単価 D	120円/㎡	132円/㎡	132円/㎡	132円/㎡	154円/㎡	178円/㎡
最高単価 E	260円/㎡	275円/㎡	275円/㎡	275円/㎡	313円/㎡	356円/㎡
D/C	109.1%	96.0%	96.0%	96.0%	97.0%	97.5%
累進度 E/C	236.4%	200.0%	200.0%	200.0%	197.1%	195.1%
E/D	216.7%	208.3%	208.3%	208.3%	203.2%	200.0%
浴場汚水等 F	70円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	88円/㎡	101円/㎡
F/C	63.6%	56.0%	56.0%	56.0%	55.4%	55.3%

※使用料は税抜き

具体的使用料の体系(税抜)

基本料金	10㎡まで	1100円	8㎡まで	1100円	8㎡まで	1100円	8㎡まで	1270円	8㎡まで	1460円	
超過使用料(従量料金)	~20㎡	120円/㎡	132円/㎡	~20㎡	132円/㎡	~20㎡	132円/㎡	~20㎡	154円/㎡	~20㎡	178円/㎡
	~50㎡	154円/㎡	171円/㎡	~50㎡	171円/㎡	~50㎡	171円/㎡	~50㎡	198円/㎡	~50㎡	230円/㎡
	~100㎡	200円/㎡	223円/㎡	~100㎡	223円/㎡	~100㎡	223円/㎡	~100㎡	258円/㎡	~100㎡	298円/㎡
	~500㎡	236円/㎡	242円/㎡	~250㎡	242円/㎡	~250㎡	242円/㎡	~250㎡	278円/㎡	~250㎡	318円/㎡
	~1000㎡	244円/㎡	260円/㎡	~500㎡	260円/㎡	~500㎡	260円/㎡	~500㎡	297円/㎡	~500㎡	340円/㎡
	1000㎡超	260円/㎡	270円/㎡	~1000㎡	270円/㎡	~1000㎡	270円/㎡	~1000㎡	308円/㎡	~1000㎡	351円/㎡
浴場汚水	70円/㎡	70円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	88円/㎡	88円/㎡	101円/㎡	
温泉汚水	70円/㎡	70円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	88円/㎡	88円/㎡	101円/㎡	

平均改定率	15.0%	10.0%	消費税率の引き上げ	消費税率の引き上げ	15.2%	15.0%	
改定理由等	市・町合併による料金統一を図るとともに、経営安定化のために料金水準の適正化を図った。 汚水資本費のうち私費負担すべきものについて全額算入が原則だが、資本費平準化償等により、緩和を図った。	累積赤字を放置すれば後年の使用者負担が増し、世代間の不公平となる。赤字を一般会計繰入金で賄えば、使用者でない市民の税金を投入することとなる上、一般会計の財政硬直を招く。独立採算の観点から、赤字解消を前提とした改定率とする。 上水道に合わせ基本使用料を8㎡とする。区分を増やすことで単価間格差を縮め、影響の大きい大口の累進度を引き下げた。	消費税率5%→8%に付随する改定。 【比較】 1か月20㎡使用時(税込み) 5% 2,818円 8% 2,898円	消費税率8%→10%に付随する改定。 【比較】 1か月20㎡使用時(税込み) 8% 2,898円 10% 2,952円	人口減少や超高齢化社会の到来等社会情勢の変化で、使用料収入の大幅増が期待できない一方で、物価上昇や老朽化対策などにより費用が増加することにより、使用料を現行のまま据え置くと資金不足が増大する。 独立採算制の原則から、使用料算定期間の各年度における単年度収支の黒字化を前提とした改定率とする。	人口減少や超高齢化社会の到来等社会情勢の変化で、使用料収入の大幅増が期待できない一方で、物価上昇や老朽化対策などにより費用が増加することにより、使用料を現行のまま据え置くと資金不足が増大する。 独立採算制の原則から、使用料算定期間の各年度における単年度収支の黒字化を前提とした改定率とする。	

